

指定訪問介護事業所重要事項説明書

1 訪問介護事業所たんぽぽの概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	訪問介護事業所たんぽぽ
所在地	青森県上北郡おいらせ町東下谷地622
電話番号	0178-52-3711
FAX番号	0178-52-3701

出張所の名称	訪問介護事業所たんぽぽ 鶉久保出張所
所在地	青森県上北郡おいらせ町鶉久保3-42
電話番号	0176-58-0706
FAX番号	0176-58-0708

事業所番号	0272500265
その他の居宅サービス	短期入所生活介護 指定事業所番号 0272500273
	通所介護 指定事業所番号 0272500216
	訪問入浴介護 指定事業所番号 0272500505
	居宅介護支援事業所 指定事業所番号 0272500026
	認知症対応型共同生活介護 指定事業所番号 0272500844
サービスを提供できる地域	おいらせ町・六戸町・八戸市北部(市川地区)・三沢市(三川目地区)

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者	社会福祉士	1名			1名	介護従事者及び業務の管理
サービス提供責任者	介護福祉士	4名		・訪問介護員兼務	4名	訪問介護業務を円滑に行うための業務の調整
訪問介護職員	介護福祉士	18名	2名	・サービス提供責任者兼務4名 ・DSカーデンプレイスおいらせ介護職員兼務8名	33名	利用者の身体介護、及び家事援助の業務に従事する。 (サービス提供責任者含む)
	ヘルパー2級 初任者研修	3名	10名	・訪問入浴たんぽぽ介護職員兼務2名 ・DSカーデンプレイスおいらせ介護職員兼務3名		

(3) サービスの提供時間帯

	サービス提供時間
平日	24時間
祝日	24時間

2 当事業所の訪問介護の特徴等

(1) 運営の方針

在宅においていろいろなニーズに対して、自立した生活への助長と社会的孤立感の解消を図り、心身機能の維持向上、及び家族介護者の心身両面の負担を軽減することを目的としてサービスを提供する。

(2) サービス利用のために

事項	備考
従業員への研修の実施	年３回　以上の研修をしています。
サービスマニュアル	事業計画書に添った適切なサービスを提供します。
その他	

(3) サービスの利用に当たっての留意事項

利用の中止・変更・追加について

- ・ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 1 割 (自己負担相当額)
-----------------------	---------------------------

- サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

3 サービスの内容

- | | |
|----------|---|
| ①生活援助 | 調理・洗濯・清掃・買い物等日常生活上の世話をを行います。 |
| ②身体介護 | 入浴・排泄・食事等の介護を行います。 |
| ③通院等乗降介助 | 通院等のために、自らが運転する車両への乗車・降車の介助を行い、あわせて乗車前・降車後の屋内外での移動等の介助、または通院先・外出先での受診等の手続き・移動等の介助を行います。 |

4 利用料金

(1) 利用料（要介護者の場合）

① サービス利用料金

当事業所では、特定事業所加算（Ⅰ）対象になるため所定単位数の20%を加算しています。

*特定事業所加算（Ⅰ）

・体制要件

- (1) 訪問介護員、サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施
- (2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を定期的な会議の開催
- (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告
- (4) 健康診断等の定期的な実施
- (5) 緊急時等における対応方法の明示

・人材要件

- (1) 訪問介護員のうち介護福祉士の占める割合が30%以上
- (2) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士

・重度者等対応要件

- (1) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度（Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ）である者、たんの吸引等
を必要とする者の占める割合が20%以上

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時～午後6時）の料金は次の通りです。

	サービス利用 に要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半～ (30分増す毎に)
身体介護	1回当たりの利用料金	1,960円	2,930円	4,640円	6,800円	7,790(+980円)
	介護保険適用時 の1回当たりの 自己負担額	1割負担	196円	293円	464円	680円
		2割負担	392円	586円	928円	1,360円
		3割負担	588円	879円	1,392円	2,040円
引き続き生活 援助を行った 場合（複合）	生活援助20分以上45分未満	1割負担	+78円			
		2割負担	+156円			
		3割負担	+234円			
	生活援助45分以上70分未満	1割負担	+156円			
		2割負担	+312円			
		3割負担	+468円			
	生活援助70分以上	1割負担	+234円			
		2割負担	+468円			
		3割負担	+702円			

生活援助	サービス利用 に要する時間		20 分以上 45 分未満	45 分以上	
	1 回当たりの利用料金		2,150 円	2,640 円	
	介護保険適用時の 1 回当たりの自己負担額	1 割負担	215 円	264 円	
		2 割負担	430 円	528 円	
		3 割負担	645 円	792 円	

※計算上、四捨五入の関係で、1～2 円差額がある場合がございます。

* 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護保険適用利用料金の 24.5%の金額となっております。
------------------	-------------------------------

＊緊急時訪問介護加算		1 割負担	1 回につき +100 円
		2 割負担	1 回につき +200 円
		3 割負担	1 回につき +300 円
＊初回加算（初回月）		1 割負担	サービス開始月のみ +200 円
		2 割負担	サービス開始月のみ +400 円
		3 割負担	サービス開始月のみ +600 円
＊口腔連携強化加算		1 割負担	月 1 回 +50 円
		2 割負担	月 1 回 +100 円
		3 割負担	月 1 回 +150 円
通院等乗降 介助	1 回当たりの利用料金		1,160 円（1 回につき）
	介護保険適用時の 1 回当たりの自己負担額	1 割負担	116 円（1 回につき）
		2 割負担	232 円（1 回につき）
		3 割負担	348 円（1 回につき）

※訪問介護事業所たんぽぽと同一、隣接する敷地にある建物に居住されている方、又は一月あたり利用者が同一の建物に 20 以上居住する建物に居住されている方は、10%の減額となります。

※前 6 月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、訪問介護事業所たんぽぽと同一、隣接する敷地にある建物に居住されている方に提供されたものの占める割合が 100 分の 90 以上である場合、同一、隣接する敷地にある建物に居住されている方は、12%の減額となります。

* 緊急時訪問介護加算・・・利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合、加算の対象となります。

* 初回加算・・・新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は、他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合、加算の対象となります。

* 口腔連携強化加算・・・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合、1 月に 1 回に限り、加算の対象となります。

平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象になります。

- ・ 夜間（午後6時～午後10時まで）：25%
- ・ 深夜（午後10時～午前6時まで）：50%
- ・ 早朝（午前6時～午前8時まで）：25%

上1の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、送迎のための交通費をご負担していただくことになります。

通常の事業の実施地域を超えたところから、1km毎に27円とする。

5 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する1週間前までにお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入居した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または、お客様やご家族などが当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 サービス内容に関する苦情

① 事業所のお客さま相談・苦情窓口

担当者	受付担当 在家 りか
電 話	0178-52-3711
受付日	年中（12月29日～1月3日を除く）
受付時間	午前8時～午後5時

② 苦情解決責任者

担当者	管理者 吉田 長一
電 話	0178-50-1055
受付日	年中（12月29日～1月3日を除く）
受付時間	午前8時～午後5時

③ その他

当事業所以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・青森県国民健康保険連合会連絡先

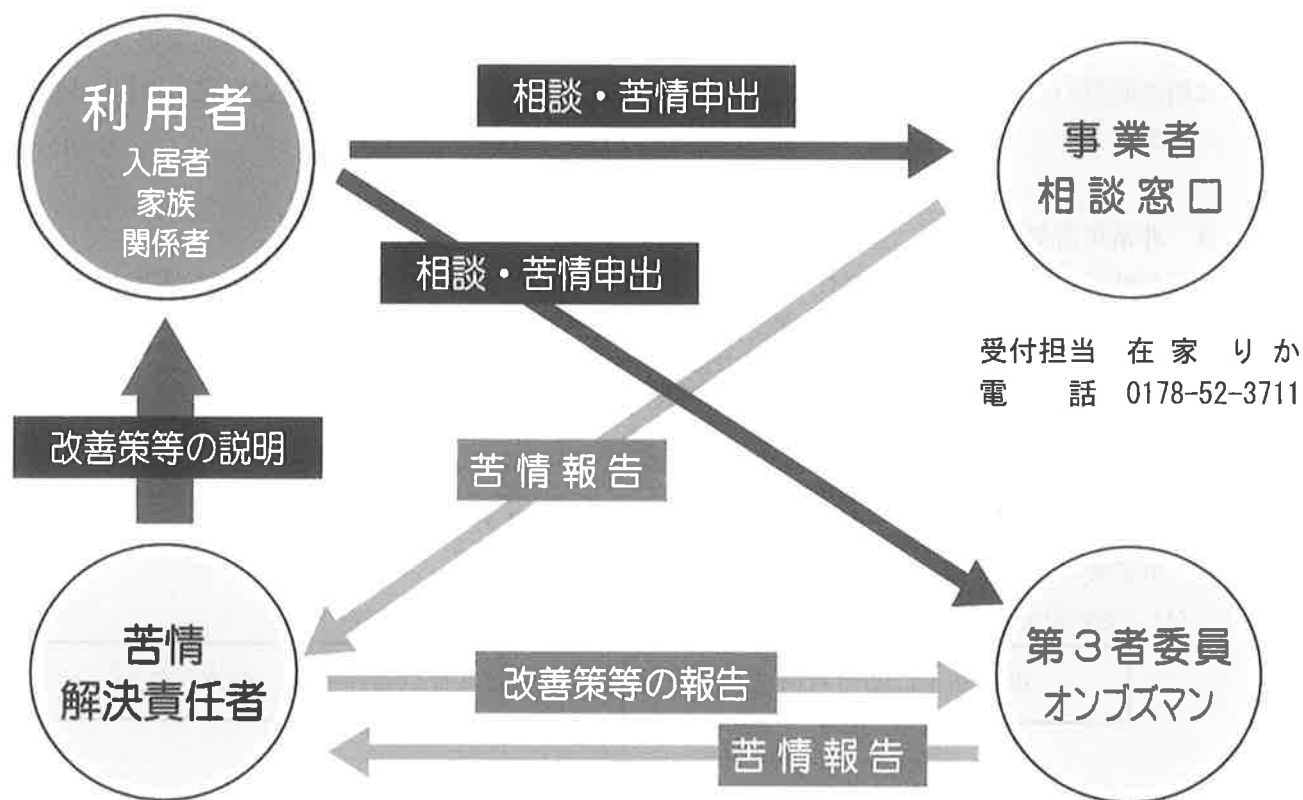
TEL 017-723-1301

・おいらせ町介護福祉課連絡先

TEL 0178-56-4705

④ 苦情解決方法

苦情受付担当者、第三者委員、オンブズマンが苦情の直接受付、苦情内容の報告聴取、話し合いの立会いなどを行い解決する。苦情受付の流れは、以下のようになります。



受付担当 在 家 り か
電 話 0178-52-3711

管理者 吉 田 長 一
電 話 0178-50-1055

第3者委員
松 本 光 生 0178-52-2667
近 藤 治 夫 0178-27-9030
ハネット福祉オンブズマン
館下 久美子 0178-24-1492
大屋 美波 //

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・ご家族・介護支援専門員へ連絡いたします。

主治医	氏名	
	連絡先	電話番号
ご家族	氏名	
	連絡先	電話番号

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は社会福祉法人全国社会福祉協議会と損害賠償保険契約を結んでおります。

9 非常災害対策

防災時の対応	地域における災害協力隊を結成し、年2回以上の防災訓練を実施している。
防災設備	非常災害整備には常に有効に保持するよう努める。
防火管理責任者	事業所管理者を当てる。

10 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	サービス提供責任者 在家 りか
-------------	-----------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 その他

- ・従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ・従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。
- ・事業所に対する質問・要望等については、事業所として適切に対応いたします。

12 施設サービス利用中に起こりうる危険について

当事業所ではご利用者が快適な生活を送っていただけるよう、安全、安楽な環境づくりに配慮します。しかし、ご利用者の身体的な状況や病気、その他の様々な理由によって事故や、体調不良による急変が伴うことを十分にご理解ください。

(1) 骨折、外傷、頭蓋内損傷、内出血、皮膚剥離などの受傷

(外傷につながる例)

- ・ 歩行時の転倒による受傷。
- ・ ベッド、車いす、椅子などからの転落による受傷。

高齢者は、骨や血管、皮膚が弱く少しの衝撃であっても重症となってしまうことがあります。また、施設介護において身体拘束は原則的に禁止事項となっており、基本的には身体拘束や行動の制限は行いません。

(2) 病気の急な悪化や、新たな病気の発症

(病気の急な悪化や、新たな病気の発症の例)

- ・ 持病や新たな疾患を原因とした急変により、脳や心臓、全身などに症状が現れ、重大な症状を引き起こす事や、死に至る可能性。(脳血管系疾患、心疾患、糖尿病など)
- ・ 加齢や障害による嚥下能力の低下によって引き起こされる、食事や急な嘔吐による誤嚥、誤飲、窒息。

高齢者は、体力の低下もあり急な病変に対して体が対応しきれず重症化したり、最悪の場合は死に至ることがあります。全身状態が悪化した場合、当施設の判断で救急搬送を行うことがあります。

(3) 物品の損壊、紛失など

ご利用者が日常生活を営まれるために欠かすことのできない、補聴器、眼鏡、または少額の金銭については、認知力の低下により損壊や紛失される可能性があります。ご利用者本人が管理される物につきましては、自己責任でお願いします。また、装飾品や時計などにおいても同様の取り扱いいたします。

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 青森県上北郡おいらせ町東下谷地 622

名称 訪問介護事業所 たんぽぽ

説明者氏名

印

私は、本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印